

事業評価書（事後）

平成21年8月

評価対象（事業名）	ショブカフェ等によるきめ細かな就職支援	
主管部局・課室	職業安定局若年者雇用対策室	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
施策目標	3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
個別目標	3	若年者の雇用の安定・促進を図ること

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成17年度）
<p>①現状分析 定職に就かず、アルバイトやパートにより不安定な就労を繰り返す、いわゆるフリーターについては、平成4年の約101万人と比べて、平成16年は約214万人と、年間おおむね10万人程度ずつ増加するなど、急増している。 このため、平成17年度に、「フリーター20万人常用雇用化プラン」を推進することとしたところである。</p> <p>②問題点 企業側の要因として、求人数の減少や求人自体のパート・アルバイト化及び高度化の二極分化による需給のミスマッチが拡大しているとともに、若年者側の要因として、職業意識の不十分さにより就職に至らない者や早期離職者が増加している。</p> <p>③問題分析 フリーターの増加については、厳しい経済状況での新卒採用の抑制の影響や、企業の即戦力志向の高まりの中で、求められる人材が高度化・多様化していること。また、本人の仕事に対する意識の変化などの様々なものが考えられる。</p> <p>④事業の必要性 以上のように、若者の雇用問題の要因は多岐にわたるため、フリーターの増加傾向を転換し、減少を図ることをより確実なものにするためには、従来の「フリーター20万人常用雇用化プラン」の充実・強化を図るとともに、若年者のためのワンストップサービスにおいて若者一人ひとりの課題に応じたきめ細かな対応が必要である。</p>
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析
<p>①現状分析 フリーターの数は、平成15年の217万人をピークに5年連続で減少し、平成20年には170万人となるなど改善傾向が続いている。これは、平成20年夏頃までの景気の回復等により、企業が若年層の採用を増やしてきたことと相まって、フリーター常用雇用化プランをはじめとする各種施策の成果があらわれたことによると考えられる。しかしながら、平成20年度後半からの深刻な経済危機の下、雇用失業情勢は急速に悪化し、新規学卒者も含め若年者の就職環境が厳しくなるおそれがある。</p> <p>②問題点 25歳から34歳までのフリーター（年長フリーター）はいまだ多い状況にあり、また、就職活動の時期がいわゆる就職氷河期に当たり正社員になれなかった若者が30代後半を迎える状況となっており、早急に安定した雇用を実現する必要がある。 また、雇用失業情勢については地域間の格差が大きいことから、地域の実情に応じたきめ細かなサービスを提供する必要がある。</p>

③問題分析

特に年長フリーターや30代後半の不安定就労者については、年齢が高くなるにつれて、正社員としての雇用機会が少なくなる傾向にあることなどから、引き続き重点的な支援を行っていく必要がある。

また、地域の実情に応じたサービスを提供するためには、都道府県が主体となって取り組めるよう、国が支援していくことが重要である。

④事業の必要性

若年者の雇用の安定・促進に向け、年長フリーター等（25歳～39歳）に重点を置いた「フリーター等正規雇用化プラン」を推進する必要がある。特に、都道府県が主体となって取り組む若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）において、地域の実情に応じ、若者一人ひとりの課題に応じたきめ細かな対応を引き続き行うことが必要である。

現状・問題分析に関連する指標

		H16	H17	H18	H19	H20
1	フリーター数 合計 (単位：万人)	214	201	187	181	170
	15～24歳 (単位：万人)	115	104	95	89	83
	25～34歳 (単位：万人)	99	97	92	92	87
2	失業率 全年齢 (単位：%)	4.7	4.4	4.1	3.9	4.0
	15～24歳 (単位：%)	9.5	8.7	8.0	7.7	7.2
	25～34歳 (単位：%)	5.7	5.6	5.2	4.9	5.2

(調査名・資料出所、備考)

総務省統計局「労働力調査（基本集計・詳細集計）」

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（民間機関）

(2) 事業の内容（概要）

都道府県が、主体的な取組として、若年者に対するカウンセリング、情報提供等の一連の就職関連サービスをワンストップで提供するセンター（通称：ジョブカフェ）を設置する場合において、都道府県からの要望に応じ、公共職業安定所を併設し職業紹介を実施するとともに、地域の実情に応じた様々な就職支援を展開するため、企業説明会や各種セミナーの実施等の若年者地域連携事業をジョブカフェを運営する民間機関等に委託して実施する。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）

予算額（単位：百万円）	H18	H19	H20	H21	H22
	2,575	2,629	2,286	2,088	2,057

※「H22」については予算概算要求額

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標

- ・ジョブカフェ利用者数
- ・ジョブカフェ就職者数

政策効果が発現する時期 | 実施以降随時、効果の発現が見込まれる。

4. 評価指標等

アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 就職者数(万人) (8.4万人以上/平成20年度)	5.3 【87%】	8.9 【114%】	9.3 【99%】	8.8 【101%】	8.5 【101%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 利用者数(万人) (144.0万人以上/平成20年度)	108.6 【163%】	163.3 【132%】	167.3 【107%】	159.1 【108%】	166.7 【116%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。					

5. 事前評価の概要

必要性の評価	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
(理由) フリーターの増加等の若年者雇用問題は、若者自身のキャリア形成はもとより、わが国産業・経済活動に重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、などによって、さらには社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねず、国が実施する必要がある。	
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> その他
(理由) フリーターの増加等の若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要であるが、若年者のワンストップサービスセンターについては、都道府県の主体的な取組であり、地域の実情を踏まえた密接な連携が必要である。	
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
(理由) 若年者のためのワンストップサービスセンターを運営する団体に委託して実施することとしている。	
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(理由) フリーターが増加傾向にある中であって、緊急に対応することが必要である。 また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(骨太方針 2005)」(平成17年6月21日閣議決定)においても、「若者の働く意欲を喚起しつつ、その職業的自立を促進し、ニート・フリーター等の増加傾向を反転させるため、フリーター20万人常用雇用化プランの充実・強化…など、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」を強化・推進する。」とされたところであり、緊要性は高い。	
有効性の評価	
政策効果が発現する経路 若年者に対する幅広い就職関連サービスをワンストップで提供するジョブカフェを整備 → 若年者地域連携事業の委託、公共職業安定所の併設による職業紹介の実施 → フリーター等の常用就職の実現 → フリーターの減少	
これまで達成された効果、今後見込まれる効果 フリーターに重点化した就職支援を実施、常用雇用化することで、フリーターの減少が見込まれる。	

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項 特になし。	
効率性の評価 手段の適正性 若年者のためのワンストップサービスセンターにおいて、フリーター等に対するセミナーや企業説明会等の就職支援を実施することにより、常用就職を促すことができるため、手段として適正である。	
費用と効果の関係に関する評価 若年者のためのワンストップサービスセンターの有する、これまでの就職支援のノウハウを最大限有効に活用して実施するものであり、費用的にも効率的である。	
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無 （有の場合の整理の考え方）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）	
<p><投入> 都道府県の主体的な取組として、若年者に対する幅広い就職関連サービスをワンストップで提供するジョブカフェを整備</p> <p>↓</p> <p><活動> ・地域の実情に応じた様々な就職支援を展開するため、企業説明会や各種セミナーの実施等の若年者地域連携事業をジョブカフェを運営する民間機関等に委託 ・都道府県の要請に応じ、公共職業安定所を併設し、ジョブカフェを利用する若年者等に対する職業紹介を実施</p> <p>↓</p> <p><結果> ・フリーター等の常用就職の実現</p> <p>↓</p> <p><成果> ・フリーターの増加傾向の転換への貢献</p>	
有効性の評価 事業開始以降5年が経過し、若者の認知も一定程度広がっており、サービス利用者数及び就職者数ともに順調に推移している。ジョブカフェでは、若者が気軽に利用できる環境づくり、安心感を与えるようなサービス提供を基本に様々な工夫をしており、利用者の多くが「口コミ」により利用を開始していることから、利用者のニーズに応じた的確なサービスを提供できているといえる。特に、ただちに職業紹介による就職が難しい若者に対し、カウンセリングをはじめ、適性診断、セミナー、グループワーク、企業説明会、職場実習等の多種多様なメニューの中から、一人ひとりのニーズを見極め必要な支援を行うことで、自己理解、職業理解を促し、就業意欲を高めるとともに、職業紹介をワンストップで行うことで、平成16年度以降、平成20年度までに延べ40.8万人の就職に結びついており、手段として有効である。	
事後評価において特に留意が必要な事項 特になし	

(2) 効率性の評価

効率性の評価

都道府県が主体となって設置するジョブカフェにおいて、民間機関等が実施するセミナー、カウンセリング等と公共職業安定所による職業紹介を組み合わせることにより、地域毎にそれぞれの地域特性を活かした幅広い就職支援をワンストップで提供できることが可能な事業であり、手段として効率的である。さらに、経済産業省とも連携しながら都道府県の取組を支援することにより、地域の実情に応じた効果的・効率的な就職支援を推進している。

事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

特になし

(4) 政策等への反映の方向性

事業開始以降5年が経過し、若者の認知も一定程度広がってきていることから、平成21年度予算において広報経費等の縮減を図ったところであるが、雇用失業情勢にかんがみると、若年者の雇用の安定・促進を図る必要があることから、有効性及び効率的が認められるという評価結果を踏まえ、平成22年度概算要求において所要の予算を要求する。

7. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当

(1) 有・無

(2) 具体的記載

「経済・産業・雇用」に関する調査報告(中間報告)(平成17年6月、参議院経済・産業・雇用に関する調査会)での提言において、「若年者の就職支援活動を行う通称「ジョブカフェ」…の設置を一層拡大するとともに、その周知徹底、施策の充実を図る」ことが盛り込まれている。

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当

(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)

(1) 有・無

(2) 具体的内容

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)に人間力の強化として、「若者の働く意欲を喚起しつつ、その職業的自立を促進し、ニート・フリーター等の増加傾向を反転させるため、フリーター20万人常用雇用化プランの充実・強化…など、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」を強化・推進する」ことが盛り込まれている。

「経済財政運営の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)において、「今後3年間で、①若者について、ジョブ・カードの整備・充実、「フリーター等正規雇用化プラン」による100万人の正規雇用化、(略)を目指す」ことが盛り込まれている。

③審議会の指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

④研究会の有無

(1) 有・無

(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

(1) 有・無

(2) 具体的状況

- ⑥会計検査院による指摘
(1) 有・無
(2) 具体的内容

- ⑦その他
特になし